

事業者向け
物価高騰対策

電気・ガス料に対する 助成金を交付します

船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）

船橋市では、エネルギー料金高騰による影響を受けている市内事業者の事業継続を支援するため、令和4年度に引き続き市独自の助成金を交付します。

申請受付期間

令和5年8月28日(月)～

令和6年1月31日(水)

令和5年度は上限枠と下限枠を拡大いたしました！！

令和5年2月～7月分の 電気料・ガス料の利用総額		1申請あたり 助成額
15万円以上	30万円未満	5万円
30万円以上	45万円未満	10万円
45万円以上	60万円未満	15万円
60万円以上	75万円未満	20万円
75万円以上	90万円未満	25万円
90万円以上	105万円未満	30万円
105万円以上	120万円未満	35万円
120万円以上	135万円未満	40万円
135万円以上	150万円未満	45万円
150万円以上	165万円未満	50万円
165万円以上	180万円未満	55万円
180万円以上	300万円未満	60万円
300万円以上	540万円未満	100万円
540万円以上	780万円未満	180万円
780万円以上	1020万円未満	260万円
1020万円以上		340万円

※ 1法人・1個人につき、申請は1回までとなります。

※ 同一の法人・個人が複数事業所分を申請する場合は利用総額を合算してください。

交付対象者

以下を全て満たす中小企業者等

- ① 令和5年6月末日までに市内に事業所を有し、今後も継続して市内で事業活動を行う意思を有すること。
- ② 「ふなばし情報メール」に登録し、配信を希望するカテゴリとして「事業者情報メール」を選択していること。ただし、インターネット利用環境を持たない者を除く。
- ③ 法人にあっては、船橋市法人市民税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋市に対し法人設立等申告書を提出していること。
- ④ 個人事業者にあっては、事業収入に係る所得税の確定申告を行っていること。ただし、開業後間もない等で確定申告を行っていない場合は、船橋税務署に対し開業届を提出していること。

※主な条件を記載しています。詳細は市ホームページなどで確認してください。

申請に必要な書類

- ・ 船橋市エネルギー料金高騰対策助成金（一般枠）交付申請書
- ・ 令和5年2月～7月分の各月の電気料及びガス料の領収書等の写し
- ・ 【法人の場合】直近年度分の船橋市法人市民税の確定申告書類の写し
- ・ 【個人事業者の場合】所得税確定申告書類の写し
- ・ 助成金を振り込む金融機関の預金通帳の写し又はこれに準ずるもの

申請方法

【オンラインでの申請方法】

下部二次元コード又はURLにアクセスし、市ホームページ上のオンライン申請サイトより、手順に沿ってご入力ください。

【郵送での申請方法】

申請書類一式を船橋市商工振興課（〒273-8501 船橋市湊町2-10-25）あてに郵送してください。

助成金の詳細（要件、申請方法、申請書のダウンロード等）は、右の二次元コード又はURLにアクセスするか、下記問合せ先までご連絡ください。

問合せ先：船橋市商工振興課
TEL：047-436-2472 FAX：047-436-2466
Email：keieitaisaku@city.funabashi.lg.jp



<https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyoushoukou/002/p109244.html>